

## J F A ・ なでしこリーグ特別指定選手制度 [2015年度]

### 1. 目的

サッカー選手として最も成長する年代に、「個人の能力に応じた環境」を提供することを目的とする。

### 2. 概要

なでしこリーグ（1部、2部）のクラブに所属していない才能のある選手を、移籍することなく、なでしこリーグの試合に出場することを可能にし、より高いレベルの環境を与えることによって選手の強化・育成を図る。

### 3. 対象選手

次の全て事項を満たす選手を本制度の対象とする。

- ・ 日本国籍を有する女子選手
- ・ 日本サッカー協会加盟登録女子選手
- ・ 健康であることを証明された選手
- ・ なでしこリーグ1部・2部に参加していないクラブ/チームに所属する選手
- ・ 1993.1.1以降生まれの選手

### 4. 受入先クラブ

選手を受け入れることができるクラブは次の通りとする。

- ・ なでしこリーグ（1部）クラブ

### 5. 認定方法

所属元クラブ/チーム、学校または雇用先（所属元クラブが学校チームではない場合）、選手、保護者（選手が未成年の場合）、受入先クラブの合意による申請を受け、公益財団法人日本サッカー協会女子委員会（以下、「女子委員会」という）が受入先クラブの練習および試合環境ならびに当該選手に対する活動計画等を審査の上、認定する。

### 6. 申請期間

申請期間は、なでしこリーグ1部の登録可能期間とする。

### 7. 受入可能人数

1クラブ当たり、同時に2名までとする。

### 8. 認定解除

#### (1) 受入先クラブまたは選手による解除

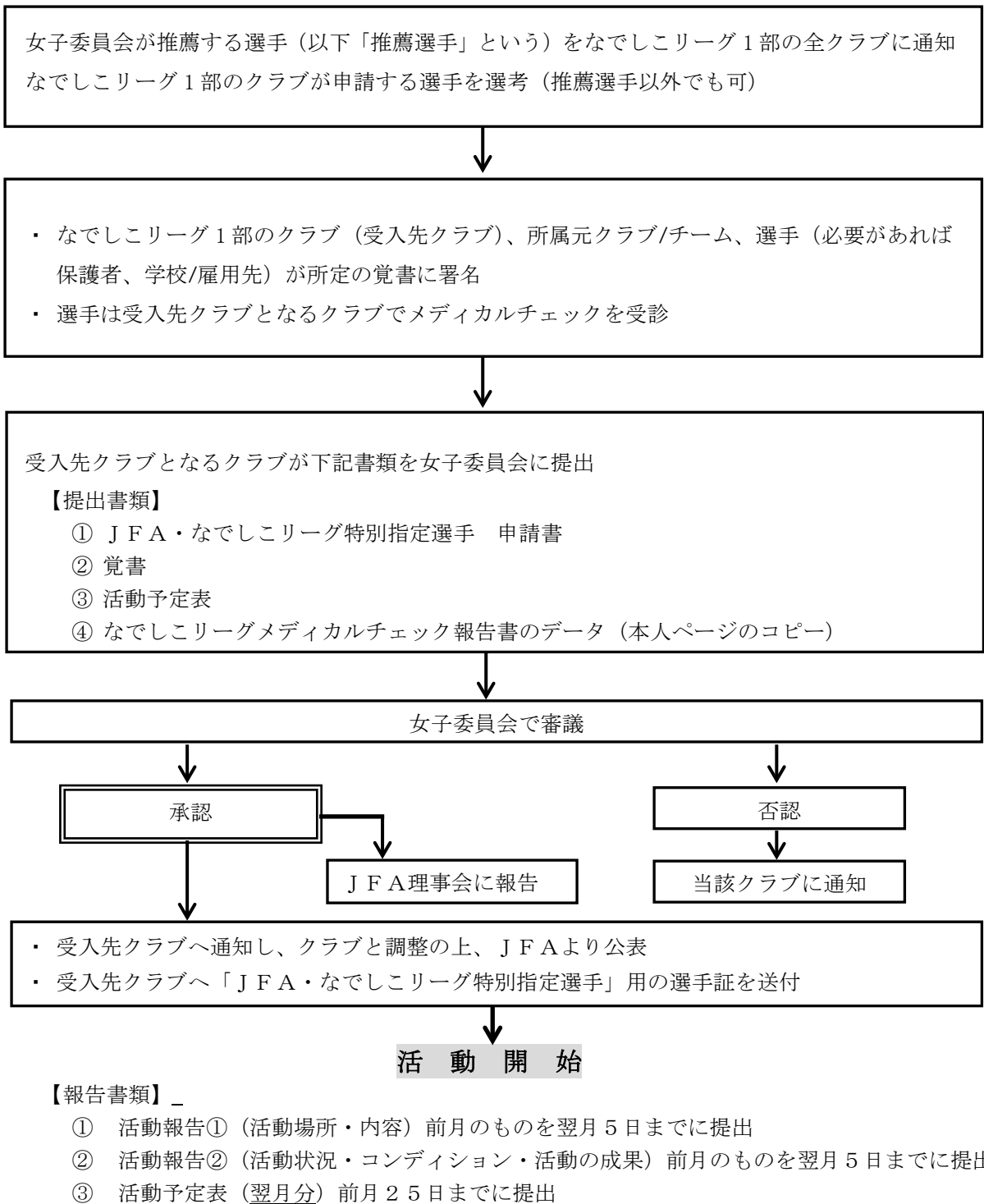
- ・ 覚書の当事者全員により認定解除の合意がなされた場合。

※覚書の当事者全員が合意しない場合は、女子委員会の決定に従うものとする。

#### (2) 女子委員会による解除

- ・ 受入先クラブおよび/または選手が報告書の提出義務を怠った場合。
- ・ 当該活動が本制度の目的に反すると女子委員会が判断した場合。

## 9. 認定までの流れ



## 10. 活動対象試合

「JFA・なでしこリーグ特別指定選手」として承認され、かつ「日本女子サッカーリーグ規約」第49条に定める届出を受理された選手は、次の試合への出場資格を有するものとする。

- ・ なでしこリーグ1部（レギュラーシリーズ、エキサイティングシリーズ）
- ・ 国際女子サッカークラブ選手権

### 11. 懲戒罰の消化対象試合

特別指定選手が所属元クラブ/チームの試合で受けた懲戒罰は、所属元クラブ/チームの試合に適用し、なでしこリーグの試合には適用しないことを原則とする。また特別指定選手がなでしこリーグの試合で受けた懲戒罰は、なでしこリーグの直近の試合に適用し、所属元クラブ/チームの試合には適用しないことを原則とする。

但し、出場資格停止処分が複数試合にわたるなど重大と考えられる場合については、JFA規律・フェアプレー委員会が、日本女子サッカーリーグ規律・フェアプレー委員会と協議のうえ、懲戒罰の適用試合を決定する。

### 12. 経費

協会が推薦した選手となでしこリーグ1部のクラブが申請し選考された選手の活動にかかる以下の経費は、協会と受入先が次の通り負担する。

ただし、リクルーティングに関わると思われる特別な負担は、特別指定選手の活動の有無に関わらず禁止する。

#### ・協会及びクラブの推薦した選手の経費負担について

	項目	内容	JFA 推薦選手	クラブ 推薦選手
1	メディカルチェック	特別指定選手候補となった時点で行う健康診断の受診に関わる経費	JFA	クラブ
2	傷害保険	活動中の事故に備える為の傷害保険（傷害・死亡に関する補償）	JFA	クラブ
3	交通費	自宅・所属元・学校～受入先（活動地域）間の旅費	JFA	クラブ
4	処置・治療費	協会が認めた活動中の疾病・傷害に対する処置・治療費（社会保険自己負担分）	JFA	クラブ
5	食費・宿泊費・その他	受入先での選手の活動に関わる経費（チームの一員として活動する際の経費、チームの試合のための移動に伴う交通費、宿泊費）	クラブ	クラブ

### 13. お問い合わせ先／申請書・報告書の送付先

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り JFAハウス

公益財団法人 日本サッカー協会 代表チーム部

TEL 03-3830-1821 FAX 03-3830-1814

以上